

II

後期基本計画



1 施策と施策の展開一覧（施策体系）

基本方針1

健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

1 人権・男女共同参画

(1) 人権啓発の推進

(2) 男女共同参画社会の形成の促進

2 国際化・多文化共生

(1) 国際交流活動の推進

(2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進

3 地域福祉

(1) 地域福祉推進体制の充実

(2) 低所得者等に対する支援の充実

(3) 民生委員・児童委員の活動支援

4 障がい者福祉

(1) 地域生活の支援

(2) 就労への支援

(3) 医療費の助成

5 高齢者福祉

(1) 高齢者の健康づくり推進

(2) 高齢者の地域生活支援

(3) 介護保険サービスの充実

6 健康づくり

(1) 健康長寿の促進

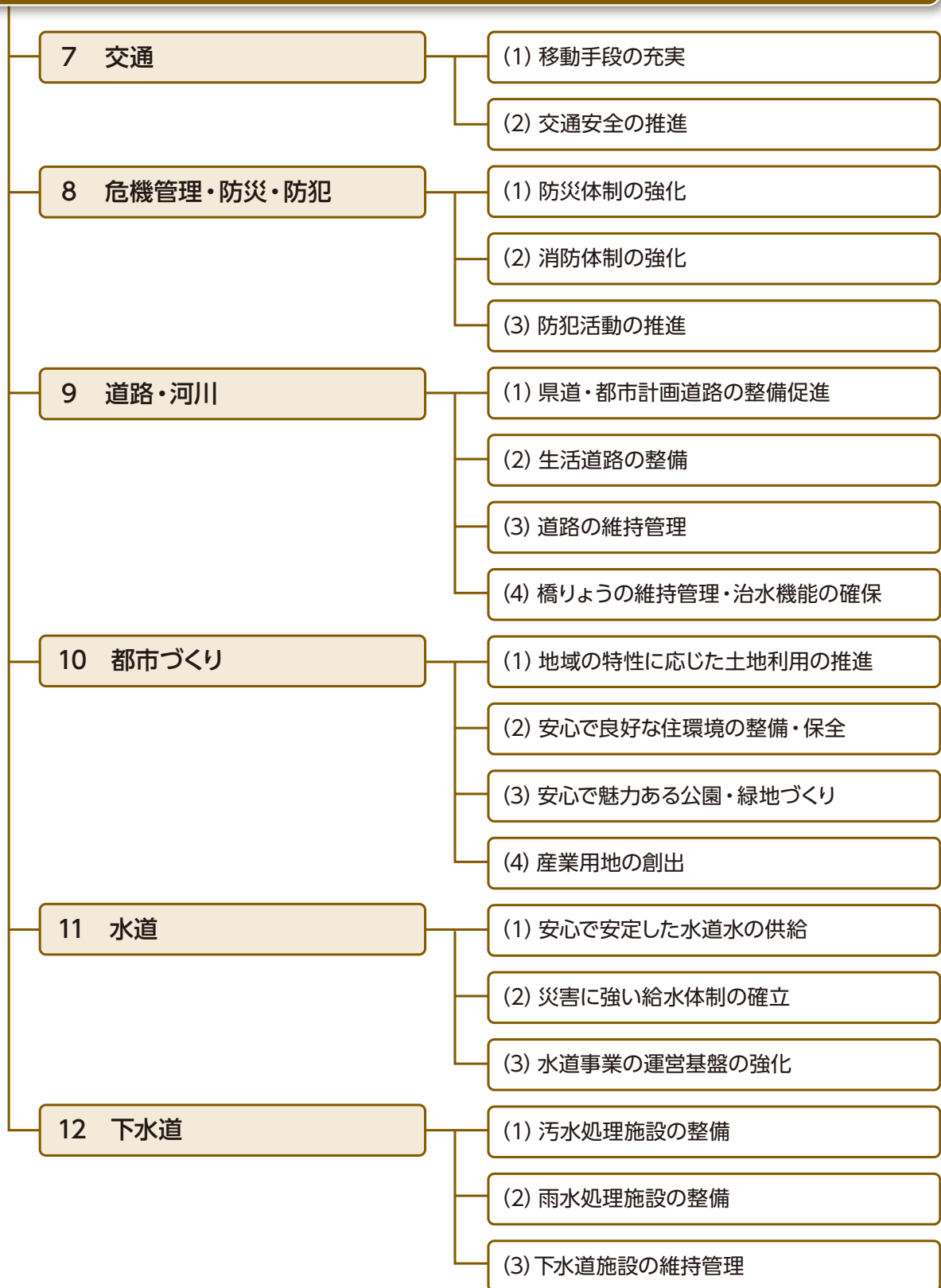
(2) 生活習慣病の発症・重症化予防の推進

(3) 健康を支え守るための環境整備

(4) 国民健康保険・後期高齢者医療の健全な運営と国民年金の趣旨普及

基本方針2

安全で快適に暮らせるまちをつくる



基本方針3

子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

13 子育て支援

- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) 子育て環境の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援

14 学校教育

- (1) 確かな学力の育成・豊かな心の育成・健やかな体の育成
- (2) 質の高い学校教育の推進
- (3) コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進
- (4) 学校施設の適正な管理
- (5) 学校給食の充実

15 青少年健全育成

- (1) 郷土愛の醸成
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 体験活動・多世代との交流活動の推進

基本方針4

豊かな自然と調和したまちをつくる

16 生活環境

- (1) 生活環境の保全
- (2) 河川・水路等の水質保全

17 自然環境

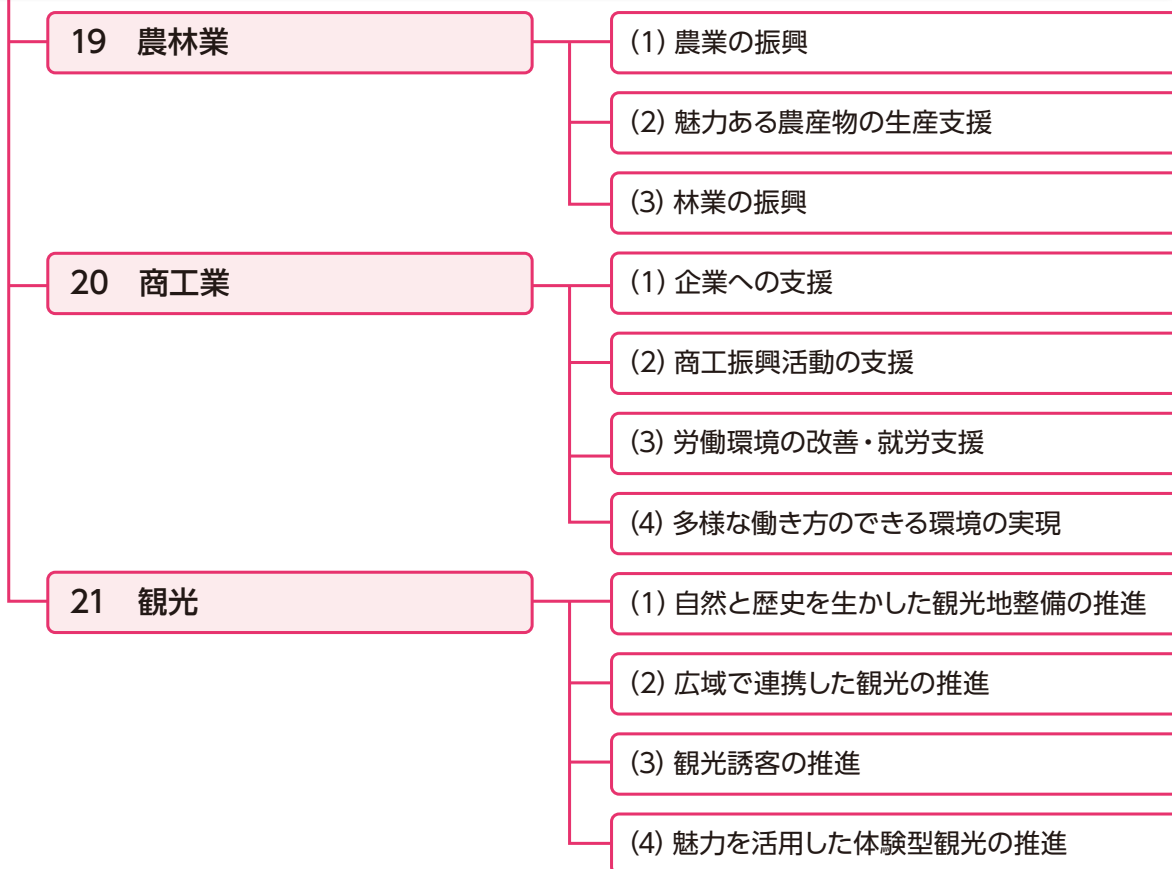
- (1) 緑と清流の保全
- (2) 地球温暖化対策の推進

18 循環型社会

- (1) ごみの減量・再資源化の推進
- (2) ごみの適正な処理
- (3) し尿の適正な処理

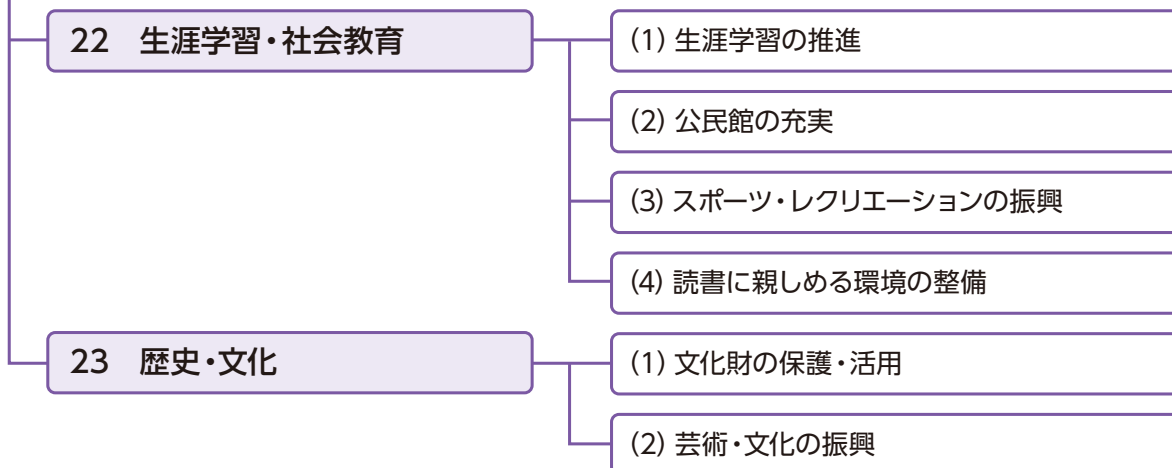
基本方針5

魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる



基本方針6

生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる



基本方針7

信頼される行政運営を推進するまちをつくる

24 市民参加・情報共有

- (1) 市民参加の推進とボランティア・市民活動の振興
- (2) 地域コミュニティ活動の促進
- (3) 広報広聴・情報発信・情報公開の推進

25 行政運営

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 移住・定住の促進
- (3) 広域行政・産学官連携の推進
- (4) DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進・情報セキュリティの強化
- (5) 市民サービスの向上

26 財政運営

- (1) 健全な財政運営の推進
- (2) 財源の確保
- (3) 公有財産等の適正な維持管理

2 施策の見方

施策 1 人権・男女共同参画

施策目標

全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。

現状と課題

○現在も、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する人権問題が存在し、インターネットを利用した新たな人権侵害も発生しています。社会的に弱い立場の人々に対する虐待や偏見が多様化しているため、全世代に向けた人権教育と啓発が求められています。市民の人権意識を高めるためには、教育と行政が連携して取り組むことが重要です。

○平成 28 年に障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ※解消法、部落差別解消推進法が施行され、令和 4 年には埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例と埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されたことから、これらの法律や条例の趣旨を踏まえ、人権侵害に対する相談体制の充実を図っていく必要があります。

この施策がどの SDGs のゴールに対応するかを表しています。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 人格や個性を尊重し、差別や偏見のない社会を実現するため、人権教育、啓発を通して人権意識を高め、人権侵害などによる被害者救済に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。 ② 児童生徒の人権尊重の意識を高め、様々な分野における人権課題について正しい知識と認識を深めるため、学校及び各機関と連携し、人権啓発事業を推進します。 ③ 多様化する人権課題を全ての人が正しく理解し、お互いを尊重して共生できる社会を実現するため、学校、家庭、地域などに、あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	人権教育・啓発活動への参加者数	人	1,639	1,800
(2)	審議会等における女性委員割合	%	44.8	47.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」

地域の教育力を活用する。

“男だから” “女だから” の意識をなくす。

互いを思いやれるまちをつくる。

差別のない社会をつくる。

※市民ワークショップで話し合ってまとめられた内容です。

施策を実現するための具体的な方策を記述しています。

施策の展開に対応する代表的な指標を 1 つ設定しています。

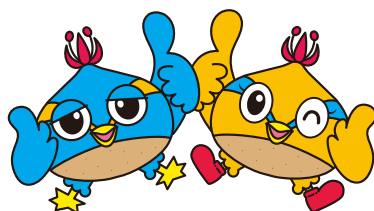
SDGs の達成に向け、市民ワークショップでまとめられた「市民や地域の取組」を例示しています。

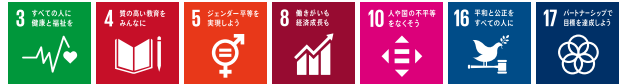
3 分野別施策



基本方針1

健やかに暮らし互いを認め合い
支え合えるまちをつくる





施策目標

全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。

現状と課題

- 現在も、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する人権問題が存在し、インターネットを利用した新たな人権侵害も発生しています。社会的に弱い立場の人々に対する虐待や偏見が多様化しているため、全世代に向けた人権教育と啓発が求められています。市民の人権意識を高めるためには、教育と行政が連携して取り組むことが重要です。
- 平成 28 年に障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ※解消法、部落差別解消推進法が施行され、令和 4 年には埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例と埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されたことから、これらの法律や条例の趣旨を踏まえ、人権侵害に対する相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 人権を侵害するような事案がますます多様化・複雑化している中、人権課題の正しい理解と互いを尊重できる社会の実現のため、児童生徒に対する効果的な教育及び啓発を行う必要があります。
- 男女共同参画意識が高まる中、固定的な性別役割やそれに基づく社会制度・慣行の課題を解消するため、より一層男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。
- 配偶者等からの暴力その他の問題については、複雑で複合的な内容が増加しているため、支援体制の強化と若年層に対して暴力防止について学ぶ機会を提供する必要があります。


施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 人権啓発の推進	① 人格や個性を尊重し、差別や偏見のない社会を実現するため、人権教育、啓発を通して人権意識を高め、人権侵害などによる被害者救済に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。
	② 児童生徒の人権尊重の意識を高め、様々な分野における人権課題について正しい知識と認識を深めるため、学校及び各機関と連携し、人権啓発事業を推進します。
	③ 多様化する人権課題を全ての人が正しく理解し、お互いを尊重して共生できる社会を実現するため、学校、家庭、地域などに、あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。
(2) 男女共同参画社会の形成の促進	① 性別にとらわれず、誰もが活躍しながら多様な生き方を選択できる社会を実現するため、男女共同参画意識の普及啓発や多様な性への理解の促進、女性活躍の推進などを図ります。
	② 配偶者等からの暴力やその他の困難な問題を抱える女性への相談先の周知と支援体制の強化を図るとともに、暴力防止の啓発、若年層への暴力防止に関する知識の普及啓発を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	人権教育・啓発活動への参加者数	人	1,639	1,800
(2)	審議会等における女性委員割合	%	44.8	47.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



地域の教育力を活用する。

“男だから” “女だから” の意識をなくす。

互いを思いやれるまちをつくる。

差別のない社会をつくる。

※市民ワークショップで話し合ってもらった内容です。

※ヘイトスピーチ

人の内部属性（人種、宗教、ジェンダーなど）に基づいて、ある集団や個人を標的とし、社会の平和をも脅かす可能性のある攻撃的言語

施策目標

国際理解を深める機会を提供するとともに、外国人市民が暮らしやすい環境を整えます。

現状と課題

- 平成8年度に大韓民国烏山（オサン）市と友好都市提携を締結し、小学生のサッカースポーツ交流事業などを通じて市民同士の国際交流活動を進めています。今後も次世代が共に未来をつくるパートナーとなれるよう国際交流活動を充実させる必要があります。
- コロナ禍で一時的に減少した国際交流の機会は増加傾向にあり、今後は更なる国際化の進展が予想されています。
- 令和7年1月1日時点の外国人市民は1,312人で、年々増加しており、出入国管理法改正により、今後、更に外国人労働者が増加することが予想されています。
- 外国人市民の中には、日本語が十分に理解できない方や、文化・生活習慣の違いで孤立してしまう場合があります。災害時には、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報伝達と地域支援体制の整備が必要であるため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。

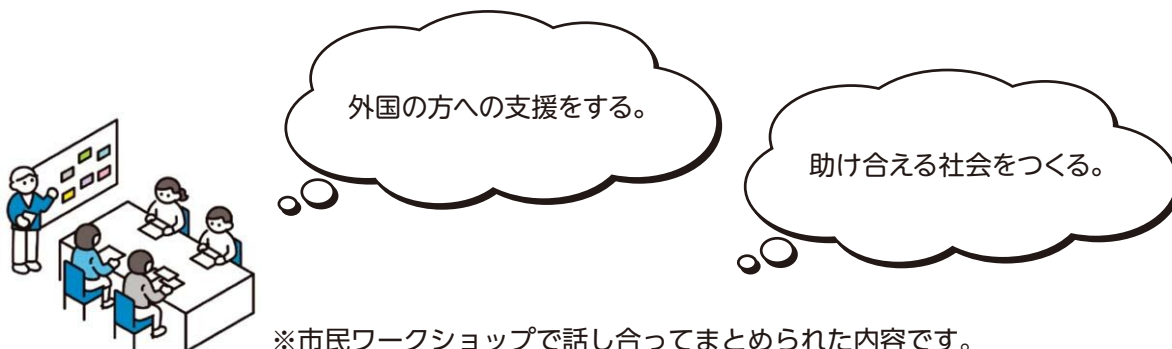
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 国際交流活動の推進	① 国際化の進展に伴い、国際感覚を養うとともに異文化への理解を深め、国際的な視点を持つ人材を育成するため、友好都市である大韓民国烏山市との市民交流など国際交流活動を推進します。 ② 独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが実施するワンナイトステイ事業※への協力を通じ、様々な国の方との交流機会を増やして市民の国際理解を促進します。
(2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進	① 災害時に外国人市民に的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。 ② 外国人市民が地域で孤立せず、安心して支え合いながら暮らせるよう、市国際交流協会と連携して日本語教室や相談サロンなどの支援事業を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	ワンナイトステイ事業登録家庭数	家庭	5	10
(2)	災害時等通訳・翻訳ボランティア登録者数	人	39	50

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



※ワンナイトステイ事業

独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが行う研修の参加者に対して日本人の生活、習慣、考え方に接する機会を提供するため、1泊2日のホームステイを受け入れる事業



施策目標

一人一人が尊重され、健やかに暮らせるよう、地域で共に助け合い、支え合う地域社会の実現を図ります。

現状と課題

- 人口減少社会、少子高齢化社会が進行する中で、単身世帯の割合が増加し、地域での見守りや支え合い活動が必要となっています。
- 社会福祉法人の届出等の確認や監査の実施により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保する必要があります。
- 高齢化が進み、就労が困難となる方や、物価高騰等の影響から生活困窮となる世帯が増えていることにより、生活保護受給者が増加しています。
- 民生委員・児童委員の活動が多様化する中、全国的に委員不足が深刻化しており、本市においても委員改選ごとに欠員が増加しています。

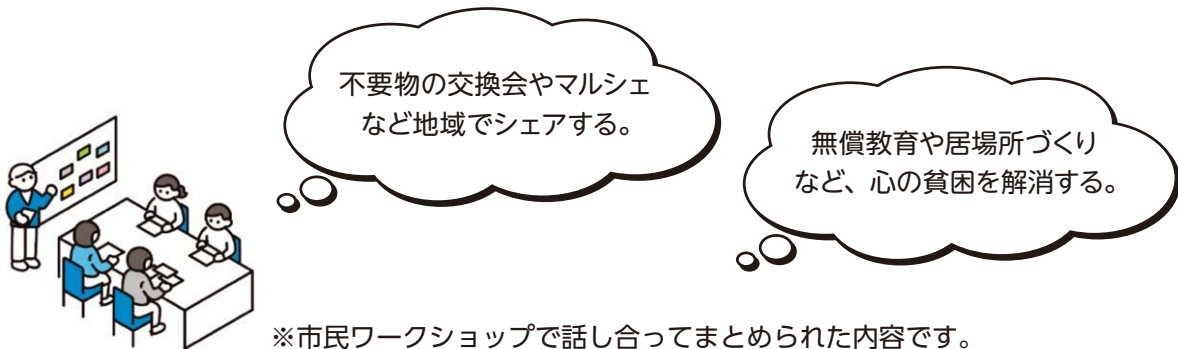
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 地域福祉推進体制の充実	① 社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉計画を推進します。 ② 社会福祉法人の届出等の確認や監査の実施により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保することで、地域福祉推進体制の充実を図ります。
(2) 低所得者等に対する支援の充実	① 生活保護に至る前の生活困窮者への支援を充実させるため、自立相談支援業務の質向上に努め、関係機関と連携し、困窮者に寄り添いながら自立に向けて支援します。
(3) 民生委員・児童委員の活動支援	① 民生委員・児童委員の資質を高め、地域住民の生活課題に対する見守り活動が適切に行えるよう支援します。 ② 委員欠員解消のため、活動を広報するとともに、区長へ委員候補者の推薦を働きかけ、四半期ごとに行われる補充委嘱の機会を活用し、委員充足率向上に努めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	地域おたすけ隊の立ち上げ数	か所	5	6
(2)	生活保護受給者及び生活困窮者の就労自立件数	件	18	20
(3)	民生委員・児童委員充足率	%	87.2	100.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

障がい者が、その人らしく安心して地域で生活が送れるよう、一人一人の状況に応じたサービスの提供を実施するとともに、社会参加の促進や就労支援の充実を図ります。

現状と課題

- 障がい者が、地域で自立した日常生活や社会生活が続けられるよう、日常生活用具の給付や社会参加促進のための移動支援、生活上の課題に対する相談支援などを実施する地域生活支援事業を障がい者、その保護者及び介護者などの状況に応じて継続する必要があります。
- 就労による自立を希望する障がい者の支援として、障がい者就労支援事業を実施しています。模擬的作業等を通じて、強みや必要な配慮を評価する「就労アセスメント」※を始め、就職相談、求職登録、採用面接の同行、就職後の定着の支援などを継続する必要があります。



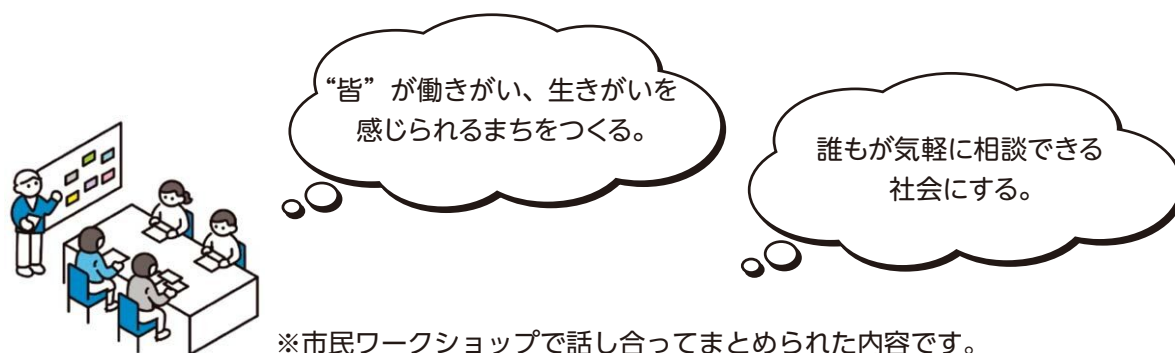
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 地域生活の支援	① 障がい者に対する理解を深める取組や障がい者、その保護者及び介護者などの状況に応じた支援により、障がい者が地域で自立した生活を続けられるよう支援します。
(2) 就労への支援	① 障がい者が自立し、安定した生活を送れるよう、就職と就労定着の支援を継続します。
(3) 医療費の助成	① 重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

成果指標

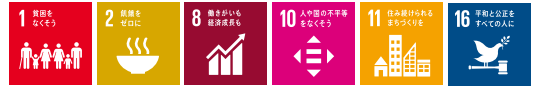
No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	福祉タクシー利用料金助成の利用率	%	31.3	35.0
(2)	障がい者就労支援センター登録者の就労継続者率	%	59.4	60.0
(3)	重度心身障がい者医療費助成制度受給登録者のうち、医療費申請を行った人の割合	%	94.7	95.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



※就労アセスメント

就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理



施策目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、生きがいづくりや自主的な社会参加活動を推進します。

現状と課題

- 高齢者が増加する中、介護予防教室やフレイル※予防教室等を通じて、高齢者の健康づくり、社会参加や生きがいづくりを進める必要があります。
- 生活課題を抱える高齢者への対策や高齢者が心と体の健康を維持するための取組、高齢者の就労支援を行っています。引き続き個々のニーズと地域の状況の把握を進める必要があります。
- いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくため、介護や支援が必要な高齢者や家族、親族の求めに応じた適切なサービスの提供が必要です。
- 要介護、要支援認定者が増加する中で、必要な人に適切なサービスを提供するとともに、介護保険給付費の適正な管理が必要です。

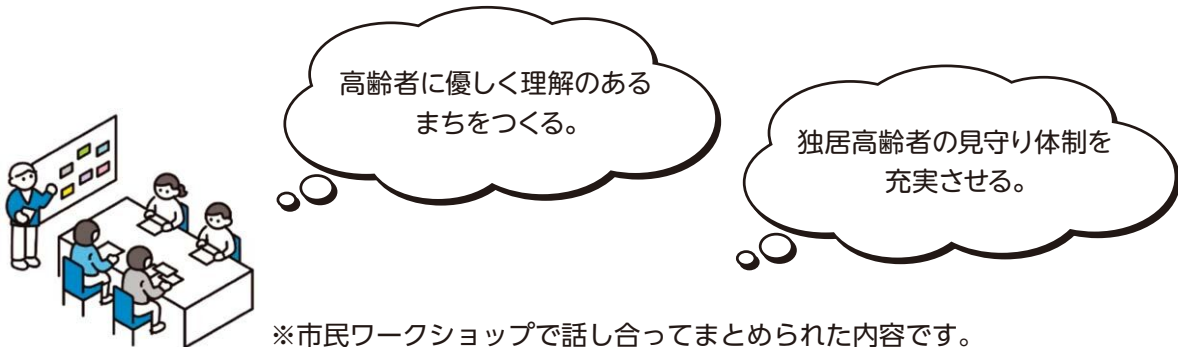
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 高齢者の健康づくり 推進	① 高齢者がフレイル予防や介護予防に取り組むため、介護予防の普及啓発を推進するとともに、高齢者の主体的な活動やボランティアの育成を支援します。
(2) 高齢者の地域生活 支援	① 介護を必要とする人と家族や親族など介護をしている人の双方が求めるサービスを提供し、認知症サポーターの養成や高齢者の異変を把握するネットワークを充実させることで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう支援します。 ② 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身の状況や生活実態を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスの提供を推進します。
(3) 介護保険サービスの 充実	① 必要とされる介護給付等のサービスや地域支援事業の提供体制を確保するため、サービス内容の多様化と提供体制の強化を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	健康シニア褒賞の受賞者数	人	60	70
(2)	高齢者に関する相談件数	件	6,560	6,660
(3)	介護サービス利用率	%	79.7	80.3

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



※フレイル

健康と要介護の間にある状態

施策目標

市民が健康で生き生きと暮らせるよう、一人一人の主体的な健康づくりと個人の取組を支援できる社会づくりを目指します。

現状と課題

- 測定会や教室を開催するなどしてウォーキングの効果や運動を継続することの重要性について啓発することができましたが、健康づくりの輪が一層広がるよう、引き続き勧奨していく必要があります。
- 国の施策に基づくがん検診について受診者数を増加することができましたが、引き続き受診勧奨をするなどして、がんの早期発見及び早期治療につなげられるよう支援する必要があります。
- 新型コロナウイルスワクチン接種を迅速に提供し、感染症のまん延防止及び感染した際の重症化予防を図ることができました。予防接種については新たなワクチンが定期接種化されるなど、随時実施される法改正等に対し、適切かつ速やかに対応する必要があります。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、高齢化の進展や高度な医療技術の導入により、医療費に係る財政負担が増加傾向にあるため、制度を効率的に運営するためには被保険者の健康維持・増進に努める必要があります。
- 市民の関心が高い年金制度への理解を深めるため、国民年金に関する相談や制度の趣旨普及を図っていく必要があります。

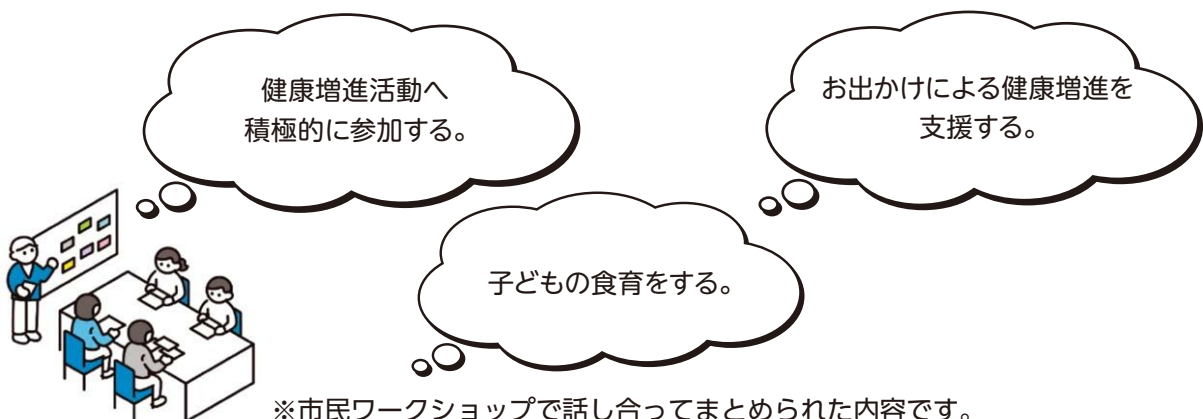
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1)【重点事項】 健康長寿の促進	①測定会や教室の開催をするなどしてウォーキングの効果や運動を継続することの重要性について普及啓発を行います。
(2) 生活習慣病の発症・ 重症化予防の推進	①国の施策に基づくがん検診について、受診勧奨等を通じて受診者数を増やし、がんの早期発見及び早期治療につなげられるよう支援します。
(3) 健康を支え守るための 環境整備	①感染症のまん延防止及び感染した場合の重症化予防を図るため、予防接種の重要性について啓発します。 ②市民が求める医療を適切に提供するため、引き続き地区医師会や大学病院との連携を維持します。 ③こころの健康づくりを支援するため、精神保健福祉士による相談体制の充実を図ります。
(4) 国民健康保険・後期高齢 者医療の健全な運営と 国民年金の趣旨普及	①特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防対策等の保健事業を実施し、生活習慣病の発症や重症化を防ぎ、医療費の抑制に努めます。 ②レセプト点検を通じて適切な受診と服薬を促進し、医療費の適正化に取り組みます。 ③高齢者の生活習慣病等の疾病予防のため、介護予防やフレイル対策、保健事業を一体的に推進します。 ④年金制度への理解と加入を促進するため、国民年金に関する相談や国民年金制度の趣旨普及を行います。

成果指標

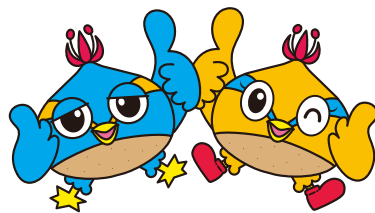
No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	各種健康教室参加者数	人	666	800
(2)	生活習慣病死亡率	%	49.1	40.0
(3)	五種(四種)混合接種率	%	80.1	90.0
(4)	特定保健指導実施率	%	18.2	60.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



基本方針2

安全で快適に暮らせる
まちをつくる



施策目標

公共交通の利用促進を図るとともに、持続可能な地域交通をつくります。また、交通事故が起こりにくい環境をつくります。

現状と課題

- 既存の公共交通を守り、支えていくために、持続的に移動を支えるための体制をつくる必要があります。
- 日常の移動で困らないように、お出かけの足を確保する必要があります。
- 交通事故の発生を防ぐため、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通ルール遵守の啓発や自転車用ヘルメットの着用促進など更に広める必要があります。
- 自転車利用環境の向上及び自転車用駐車場の有効活用を図るため、場内の長期間放置されている自転車の管理が求められます。また、駅周辺の自転車用駐車場の維持・確保も求められています。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1)【重点事項】 移動手段の充実	① 路線バス、タクシー等の公共交通を持続的に支えていくため、公共交通の利用促進や担い手確保に向けた取組等を行います。
	② おでかけタクシー等の利用を促進し、外出機会の創出に取り組みます。
(2) 交通安全の推進	① 交通事故を未然に防ぐため、地域と連携して交通安全施設の整備を推進するとともに、自転車用ヘルメットの着用を促進します。
	② 自転車用駐車場の整理と適正な管理を行います。また、駅周辺の自転車用駐車場の維持・確保を行います。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	おでかけタクシーの利用回数	回	—	40,000
(2)	人身事故件数	件	135	125

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



お出かけによる
健康増進を支援する。

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。



施策目標

市民や関係機関との連携強化を図り、不測の事態に対応できる防災体制を強化するとともに、安心で安全な防犯のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 首都直下型地震等の大地震の発生確率が高まっている中、全国で地震や台風、集中豪雨などの大規模災害が頻発しています。これらの災害に迅速かつ的確に対応するためには、自主防災組織の役割が重要であり、防災・減災への意識向上と災害対応能力の強化が必要です。
- 災害等から市民の生命と財産を守るため、埼玉西部消防組合と消防団との連携を強化するとともに、消防団への入団促進と活動しやすい環境を整備することが必要です。
- 特殊詐欺被害や子どもに対する声かけ事案が増加しているため、防犯対策の強化、ボランティアによる防犯活動への支援を継続し、防犯のまちづくりを推進する必要があります。

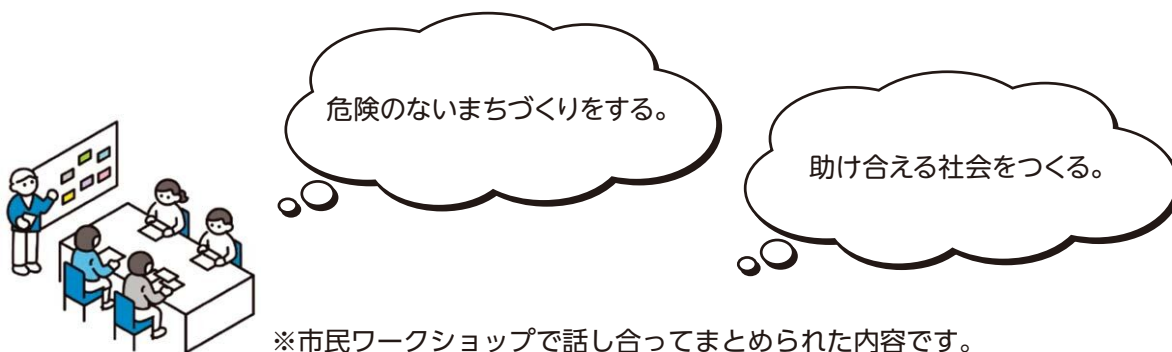
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1)【重点事項】 防災体制の強化	① 地域防災力を強化するため、自主防災組織の活動を支援するとともに、防災リーダーの育成に努めます。
(2) 消防体制の強化	① 頻発、激甚化する災害に迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合と消防団との連携を図り、防災体制の強化を推進します。
(3) 防犯活動の推進	① 防犯対策の強化、防犯活動ボランティアへの支援を継続し、防犯のまちづくりを推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	自主防災組織の訓練実施率	%	24.0	80.0
(2)	消防団員の充足率	%	100.0	100.0
(3)	特殊詐欺の被害件数	件	5	5

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

都市機能を支える幹線道路の整備を推進するとともに、生活道路の利便性の向上や河川の機能充実を図ります。

現状と課題

- 都市計画道路については、社会経済状況の変化に応じて見直しを進めるとともに、交通の充実を図るため、計画的に整備を進める必要があります。
- 国道 407 号バイパスの南部延伸、県道日高狭山線と県道飯能寄居線の接続、都市計画道路日高川越鶴ヶ島線の近隣市への接続など、広域的なアクセス強化による地域経済の活性化が求められています。
- 歩行者の安全確保に配慮した歩道の設置や歩行空間の整備、雨水の抑制機能の検討を行い、道路冠水などの被害軽減に向けた雨水排水対策を進める必要があります。
- 地域の多様な要望に迅速かつ丁寧に対応し、快適な道路環境を確保していく必要があります。
- 橋りょう等の施設の老朽化が進む中、安全で円滑な交通を確保するため、計画的な点検と予防的な管理を行い、施設の健全な状態を維持する必要があります。



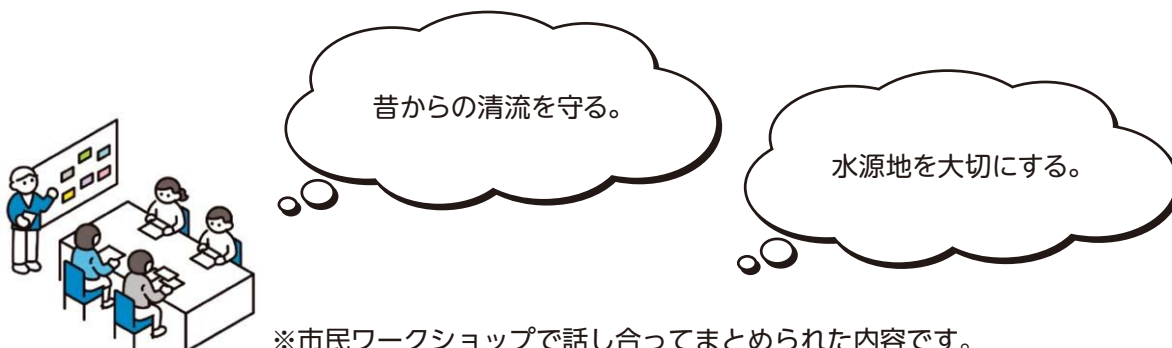
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 県道・都市計画道路の整備促進	① 広域的な道路網の充実及び円滑な交通を目的とした国県道の整備を働き掛けます。 ② 都市計画道路の整備を計画的に推進するとともに、見直しについても検討を行います。
(2) 生活道路の整備	① 自動車交通量の増加による歩行者の安全確保、ゲリラ豪雨などによる道路冠水被害を防止するため、歩道や雨水排水施設の整備を推進します。
(3) 道路の維持管理	① 快適な住環境を維持するため、定期的な点検を実施し、適正な道水路の維持管理を行います。
(4) 橋りょうの維持管理・治水機能の確保	① 老朽化する橋りょうの延命と適正な維持のため、計画的に点検を行い、修繕を実施します。 ② 良好な生活環境を維持するため、保水機能の強化などの治水機能向上を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	都市計画道路の整備率	%	65.3	69.8
(2)	市道の改良率	%	32.6	32.8
(3)	幹線道路等舗装修繕率	%	64.8	67.0
(4)	橋りょうの修繕率	%	35.7	37.9

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」





施策目標

誰もが安心して住み続けられるよう、計画的で適正な土地利用の誘導により、都市機能を集約し、生活を支える基盤づくりと利便性の向上を推進します。

現状と課題

- 災害時を含めた土地の権利保護のため、地籍調査を実施する必要があります。
- 開発行為や建築行為等の指導を通して、適切な土地利用に誘導する必要があります。
- 人口減少社会に対応するため、都市機能と居住誘導の緩やかな集約化を目指しています。駅を中心とした利便性確保を促進するため、都市計画の変更と活性化策を講じる必要があります。
- 旭ヶ丘松の台地区では、組合による土地区画整理事業が円滑に進捗するよう調整を図る必要があります。
- 無料耐震相談会を通じて、住宅や宅地の耐震化を促進しましたが、大地震に備えて更なる対策が必要です。
- 景観形成のため、屋外広告物の是正指導や空き家等の適正管理の促進を図り、良好な住環境の保全に努めました。引き続き、保全に向けた対策を行うとともに、空き家等の適正管理の促進が必要です。
- 市営住宅の計画的な維持管理ができたものの、老朽化が進んでいるため、今後の在り方について更なる検討が必要です。
- 安心して魅力ある公園を運営するため、施設や植栽の維持管理を行う必要があります。
- 生産緑地地区指定により、市街地における緑地機能の保全に努め、今後も計画的に保全を続ける必要があります。
- 圏央道の整備効果を生かし、新たな産業用地の創出に努め、今後も周辺環境に配慮した土地利用を誘導していく必要があります。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進	① 地権者の同意を得て、計画的な地籍調査を行い、土地の確定を進め、数値による管理を行います。 ② 駅を中心とした都市機能と居住の緩やかな集約化を進め、にぎわいのあるまちづくりを進めます。 ③ 建築基準法、建設リサイクル法、県景観条例等に基づき、建築物などの確認審査や完了検査、現場のパトロールなどにより適切な指導を行い、市民や建物の保護を図ります。 ④ 旭ヶ丘松の台土地区画整理事業を支援し、地域特性に応じた土地利用の誘導を継続します。 ⑤ 高麗川駅東口開設後は、周辺地域の交通や土地利用の変化を注視します。
(2) 安心で良好な住環境の整備・保全	① 無料耐震相談会や簡易耐震診断を実施し、旧耐震構造の住宅に対する診断・改修補助金の周知を図ります。 ② 屋外広告物の点検・維持管理が適切に行われているかをパトロールし、安全の確保に努めます。 ③ 管理不全空家等や特定空家等に対して、総合的かつ計画的な対策を講じて住環境の保全に努めます。 ④ 市営住宅を計画的かつ適正に維持管理します。
(3) 安心で魅力ある公園・緑地づくり	① 市街地の緑地機能を保全するため、生産緑地地区の維持管理の指導に努めます。 ② 公園施設の維持管理を適正に行い、地域や公園利用者へのサービス向上を図ります。
(4)【重点事項】 産業用地の創出	① 圏央道の整備効果を生かし、周辺環境に配慮した産業用地の創出を図り、企業誘致を推進します。 ② 旭ヶ丘松の台土地区画整理組合への支援を継続し、事業に関わる手続を計画的に進めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	居住誘導区域内の人口密度	人/ha	61.07 ^(R2年度)	61.28
(2)	住宅の耐震化率	%	96.4	100.0
(3)	市民1人当たりの公園面積	m ²	7.64	8.00
(4)	新規産業用地の面積	ha	0	24

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



互いを思いやれる
まちづくりをする。

子育て・シルバー世代を
ターゲットにした
空き家活用を推進する。

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。

施策目標

安全で安定した水道水の供給体制の維持に努めます。

現状と課題

- 安心で安定した水道水の供給を実現し、浄水施設の更新工事や維持管理を行いました。引き続き計画的な更新が必要です。
- 事業拡張の時期に整備した水道管路が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が増加しています。基幹管路の耐震化を中心に更新工事を実施しましたが、引き続き計画的な更新が必要です。
- 水需要の減少により料金収入が減少しており、今後の施設更新等のための資金の積立が困難になっています。水道施設の計画的な更新や人材育成を進め、将来にわたって水道事業を運営するための財政基盤を強化する必要があります。



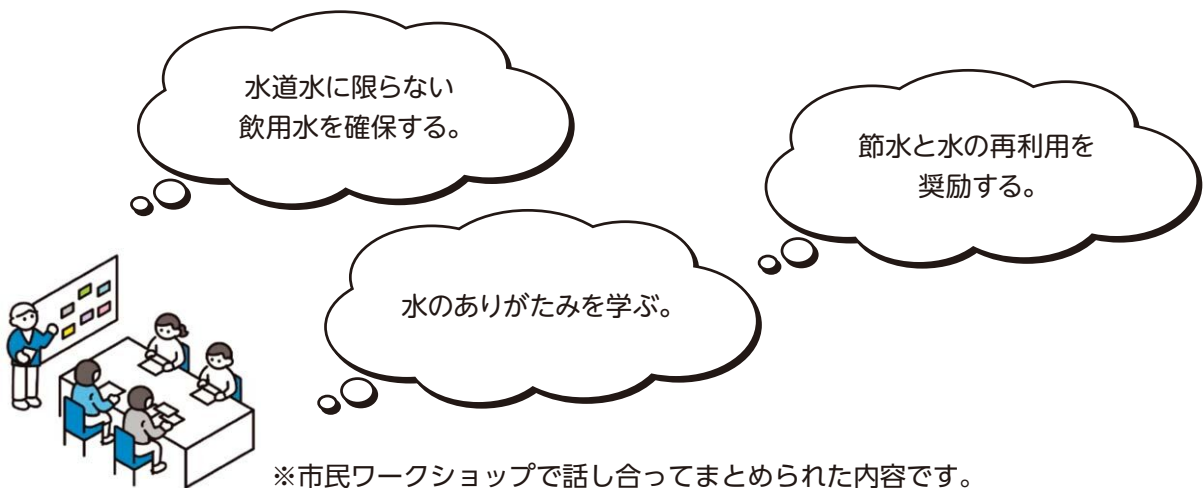
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 安心で安定した 水道水の供給	① 安心して飲める水道水を安定して供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理するとともに、浄水施設の計画的な更新と適正な維持管理を行います。
(2) 災害に強い給水体制の 確立	① 水道管路が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が増加しており、漏水や破損事故の発生頻度が高まっているため、基幹管路の耐震化を中心に計画的な更新と適正な維持管理を行います。
(3) 水道事業の運営基盤の 強化	① 人口減少による水需要の減少や水道施設の老朽化、人材不足などの課題に対応し、水道の計画的な整備と財源確保を行い、将来にわたって水道事業を運営するための基盤を強化します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	水質基準適合率	%	100.0	100.0
(2)	基幹管路の耐震化率	%	37.5	43.0
(3)	総収支比率	%	98.7	100.0以上

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めます。

現状と課題

- 汚水処理の効率化を図るため、大谷沢農業集落排水区域を公共下水道（汚水）に接続することで施設の集約を推進しています。下水道の整備計画に基づく市街化区域の下水道（汚水）整備はほぼ完了することから、今後整備計画に位置付けられている区域の整備について、事業の効率性や費用対効果等を考慮して実施する必要があります。
- 気候変動により、全国で記録的な大雨が発生し、雨水浸水対策への関心が高まっています。しかし、放流先となる河川の整備計画との適合性、敷設する道路の幅員や地下埋設物等の影響により整備を進めることが難しいため、事業計画の見直しが必要です。
- 法定基準を下回る放流水質は確保できていますが、供用開始後約 35 年が経過し、小規模な故障が発生しているため、迅速な修繕対応と計画的な設備更新が必要です。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 汚水処理施設の整備	① 衛生的で快適な生活環境を維持し、公共水域の水質を保全するため、汚水処理施設の整備を推進します。
(2) 雨水処理施設の整備	① 近年、頻発している集中豪雨や大型台風による浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
(3) 下水道施設の維持管理	① 適正な放流水質を継続的に維持するため、迅速な修繕と計画的な設備更新を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	公共下水道(汚水)の整備率	%	79.4	84.0
(2)	公共下水道(雨水)の整備率	%	7.3	14.0
(3)	処理場の老朽化設備の改築更新進捗率	%	17.0	74.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



水のありがたみを学ぶ。

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。